市有地物件説明書

１．物件に関する事項

<table>
<tr><td rowspan="4">市有地の表示</td><td>所在・地番</td><td colspan="4">安城市根崎町西根２番５及び３番２</td></tr>
<tr><td>登記地目</td><td colspan="4">宅地</td></tr>
<tr><td>面積（実測）</td><td colspan="4">1,053.25 ㎡（約 319 坪）</td></tr>
<tr><td>最低売却価格</td><td colspan="4">金 20,319,200 円</td></tr>
<tr><td>売主の表示</td><td colspan="5">安城市長　三星　元人　　（連絡先）安城市総務部資産経営課資産管理係　0566-71-2210</td></tr>
<tr><td>使用目的の
要件</td><td colspan="5">南東側擁壁を解体及び設置の上、利用してください。その際の建築行為等については、建築基準法、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法等関連法規の担当部署へ事前に確認してください。
なお、開発審査会基準第１７号に該当する見込みがあることを確認しています。
(開発についての問合せ先 安城市建設部建築課開発指導係 0566-71-2241)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">都市計画法
建築基準法等</td><td colspan="2">用途地域</td><td colspan="3">市街化調整区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区計画による制限</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">防火地域等</td><td colspan="3">建築基準法第２２条区域</td></tr>
<tr><td>その他制限</td><td colspan="2">埋蔵文化財調査の要否</td><td colspan="3">不要</td></tr>
<tr><td rowspan="3">接面道路</td><td>接道方向</td><td>南</td><td>道路の種類</td><td colspan="2">市道</td></tr>
<tr><td>道路幅員</td><td>約４ｍ</td><td>建築基準法上の道路</td><td colspan="2">法第４２条第１項第１号</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td rowspan="4">供給施設
および
排水施設
整備状況
※詳細については
各事業者に問い合
わせてください。</td><td>施設</td><td>整備状況</td><td colspan="3">特記事項</td></tr>
<tr><td>上水道</td><td>本管整備済</td><td colspan="3">接面道路は整備済みです。
(問合せ先 安城市上下水道部水道工務課給水係 0566-71-2250)</td></tr>
<tr><td>下水道</td><td>本管整備済</td><td colspan="3">接面道路は整備済みです。
(問合せ先 安城市上下水道部下水道課排水設備係 0566-71-2258)</td></tr>
<tr><td>都市ガス</td><td>本管未整備</td><td colspan="3">(問合せ先：東邦ガスネットワーク　他工事受付センター　052-872-9556)</td></tr>
<tr><td>市有地引渡し後の
費用負担</td><td colspan="5">● 上下水道、電気、ガス等の各戸への引き込みに必要となる費用等、市有地の引渡し後に必要となる一切の費用は、買受人の負担となります。(水道布設費分担金、下水道受益者負担金、工事負担金等)
● 南東側擁壁の解体及び設置工事に係る一切の費用（申請、工事費用等）は買受人の負担となります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>造成、地質</td><td colspan="3">地盤調査や地盤改良等は実施していません。建物等の建築の際は、引き渡し後、必要に応じて買受人の負担にて地盤調査や地盤改良等を施工してください。</td></tr>
<tr><td>構造物等</td><td colspan="3">● 別紙「越境に関する覚書」をご確認ください。
● 本土地に存在する擁壁等について、撤去、再設置等をする際は、隣地所有者と十分に協議を行い、隣接する土地に影響を及ぼすことがないよう、必要な措置を講じてください。
● 本土地には電柱及び支線が設置されています。工事の際には管理者と十分に協議、調整を行った上で、必要な措置を講じてください。
● 本土地には照明設備（電源供給無し）、側溝、ガードパイプ等が設置されているため、必要に応じて撤去等の対応を行ってください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水害ハザードマップ作成の有無</td><td>洪水</td><td>雨水出水（内水）</td><td>高潮</td></tr>
<tr><td>有</td><td>有</td><td>有</td></tr>
<tr><td>水害ハザードマップのおける対象物件の所在地</td><td colspan="3">本市公式ウェブサイトに掲載しているハザードマップで市有地の位置を確認してください。
掲載場所：ホーム ＞ 生活・サービス ＞ 防災・防犯・交通安全 ＞ 防災 ＞ 風水害を知り、備える

なお、水害ハザードマップに記載されている内容については、今後変更される場合もあります。</td></tr>
<tr><td colspan="4">位置図</td></tr>
<tr><td colspan="4"> 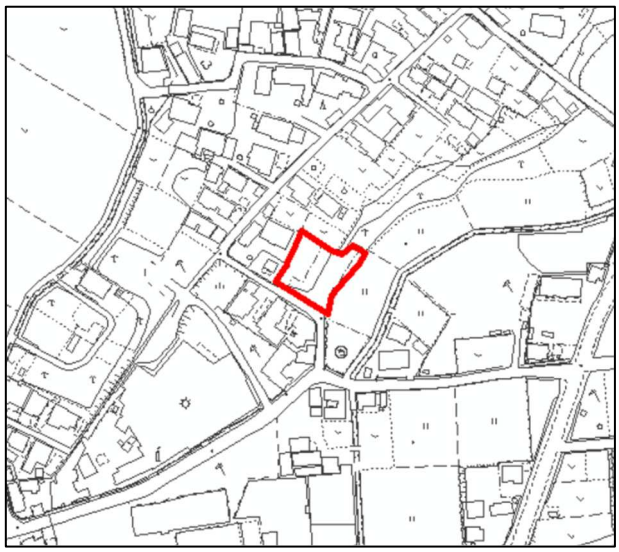 </td></tr>
<tr><td colspan="4">解体等条件に係る対象構造物（南東側擁壁）</td></tr>
<tr><td colspan="4"> </td></tr>
</table>